経済産業省

資料 5

非化石価値取引について

資源エネルギー庁

2022年1月21日

はじめに

- 前回の本作業部会においては、2021年度の証書の調達状況（見込みを含む）について、報告対象事業者を対象に行ったアンケート結果をお示しししした上で、2022年度の外部調達比率についてご議論頂いた。
- 今回は、前回ご指摘いただいた20年、21年度の未調達分について、一部の事業者に再度ヒアリングを行った結果を踏まえ、2022年の外部調達比率の決定について改めて提示させていただくとともに、証書の需給ひっ迫時における配慮措置についてもご検討頂きたい。
- また、第59回の本作業部会でご議論いただいた、非FIT証書における発電側と需要家の直接取引について、具体的な要件等をご議論頂きたい。

１．2022年度の中間目標値について

２．非FIT証書における発電側と需要家の直接取引について

【参考】非FIT証書の需給量の試算値

第59回 制度検討作業部会
（2021年11月29日）資料3-1より抜粋

- 今回の利用したデータや前提に基づいて証書の供給量を試算すると、市場や相対に供出されうる証書量は**約775億kWh**と考えられる。

証書供給量
（推計）

単位：億kWh

証書供給想定量※1（A）	Aより内部取引量（推計）反映後（B）※2	FIT想定量（C）※3	証書供出量（D＝B-C）
約2,500	約1,885	約1,110	**約775**

※1 直近の2021年度供給計画取りまとめを利用。
※2 内部取引量の考え方ついては前掲を参照。
※3 2021年度の4-6月買取実績と20年度の同期間の買取実績の増減率を基に、21年度の年間買取実績を推計。

2022年度の需要想定量と外部購入率

単位：億kWh

2021供計の2022年度需要想定量※1	外部調達比率に応じた購入必要量			
	9.0%	8.0%	7.0%	6.0%
約8,700	783	696	609	522

【参考】2022年度での需給のバランスの検証結果

第59回 制度検討作業部会
（2021年11月29日）資料3-1より抜粋

- 前頁の証書の供給量と需要量のバランスを検証を行った結果は以下の通り。
- 証書供給量約775億kWhに対し、外部調達比率を6%－９%と仮定すると、2022年度においての証書の需給バランス（比率）は大凡1～1.5程度となる。

証書の需給バランス検証

単位：億kWh

			証書供給量 775
外部調達購入率(%)	9.0%	783	0.99
	8.0%	696	1.11
	7.0%	609	1.27
	6.0%	522	1.48

（補足）証書供出量（供給）と外部調達購入率（需要）によるマトリクス表。**表内の数値は供給量÷需要量。1を超えている場合は供給＞需要となる**。

【参考】2021年度の非FIT証書の調達状況

第60回 制度検討作業部会
（2021年12月22日）資料3-1より抜粋

- アンケート調査に基づくと、2021年度の中間目標値の対象である小売電気事業者の2021年度の**外部調達量見込みは、計約363億kWh**。
- そのうち、2021年4月～11月までの市場・相対取引の実績量は約212億kWh。（内、市場取引量：約71億kWh、相対取引量：約141億kWh）
- 2021年度の各社の証書調達見込み総量は、外部調達必要総量の**約90%を占めている。**※1

＜2021年度の証書の調達状況＞

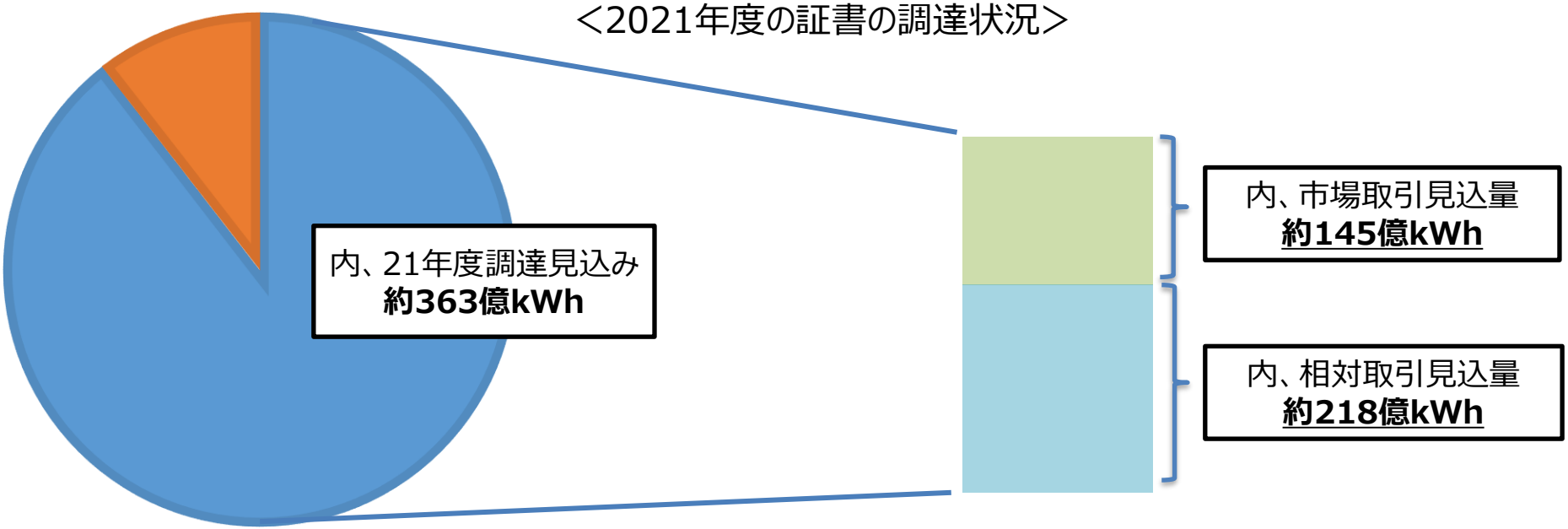

21年度の外部調達必要総量
約405億kWh※2,3

※１各社の調達状況はそれぞれ異なる。
※２アンケートにおける各社の販売電力量×5%の累計。
※３外部調達必要量には2020年度の未調達分
約200億kWh分は含まない

【参考】2022年度の外部調達比率について

第60回 制度検討作業部会
（2021年12月22日）資料3-1より抜粋

- アンケートに基づき、2021年度の事業者全体の外部調達比率に対する達成度合いを推計すると、約90%であった。
- また、前回記載の通り、これまでの未調達分は最大限2021年度に調達されることを基本として、2022年度の需要を想定することが求められる。
- 更に、2021年の目標値の見直しにあたっては、市場の最高価格の引き下げ（4.0円/kWh⇒1.3円/kWh)による価格面での抑制措置や、証書供給側における著しい減少（電源の稼働率の減少や停止等）に伴う速やかな目標値の再検討について、既に整理されている。
- こうした観点から、**2022年度の外部調達比率を検討するにあたっては、2021年度の未調達分は反映せず、22年度単年での需給に基づき判断してはどうか**。
- 具体的には、小売電気事業者における義務の調達環境の整備の観点から、前回（需給バランス1.18）と同程度の裕度を持たせることとし、2022年度の外部調達比率は**7.5%**(需給バランス1.19)としてはどうか。

【参考】2022年度の中間目標値における数値のイメージ（試算）

中間目標値の算定諸元	22年度の目標値	（参考）21年度の目標値
A.中間目標対象年度の想定非化石電源の供給量からFIT発電量相当を控除し、需要電力量で割った比率	16.00%	16.54%
B. 各社毎のGF量(例：GFが0%の場合)	0%	0%
C. 全中間目標値設定対象事業者のGF量の平均値	6.14%	5.94%
D. 激変緩和量 （外部調達比率に応じた調整項目）	0.80%	3.36%
E. 2022年度の中間目標値(A－B＋C－D)	21.34%	19.11%

(参考）証書の外部調達必要量	**7.5%**	5%

【参考】第60回制度検討作業部会（12/22）における主な御意見（1/2）

- アンケートの結果、調達状況が405億kWhのうち363億kWhということだが、20年度の未調達分の200億kWhは入っていないということだが、**200億kWhの見通しはどうなのかアンケートで聞いていれば教えていただきたい。22年度単年での需給バランスで判断することに賛成。200億kWhを吸収するという意味も含めて、昨年度と同じ程度の需給バランスで7.5%ということで良いと思う。**

- 2020年度未調達分の200億kWhについて、今回の需給バランス1.19は一見今年度の需給バランスに近い値に見えるが、今回は供給計画から試算した証書供出量で、200億kWhが反映されていないと理解しているので、誤解を生んでいる恐れもあり注意が必要だと思った。**今年度の未調達分を考慮すると、相当に需給がひっ迫する可能性があるので、場合によっては買えないという事態もありうる。これについては慎重に検討していただきたい。**

- **7.5%という方向性には賛成。**その上で、21年度の外部調達必要総量には20年度の未調達分が含まれていないとのことなので、達成状況は実際には90%を下回っていると理解。特に第１フェーズでは、昨冬のインバランス料金高騰で負債を負っている小売事業者が多いことや、ほとんどの事業者が証書調達のための費用を価格転嫁できていないという状況を考えると、証書調達のタイミングを来年度に回さなければいけない事業者も今後出てくるのではないか心配。そこで、**今後そうした理由で21年度も未調達量が多くなってしまった場合には目標値の再検討といった措置も考える必要があるのではと思う。**

- 200億kWhについてはちょっと引っかかる。**私も20%くらい余裕をもつということには賛成。基本的に年度で閉じるという方針にも賛成だが、200億kWh分の行方がどうしても気になる。売り切れは避けたいので、もう少し見極める手段はないのかと思う。例えば次回の2月の結果を確認した上でなど、もう少し慎重に決めることもあり得るかと思う。**

【参考】第60回制度検討作業部会（12/22）における主な御意見（2/2）

- **中間目標値について外部調達比率7.5%に異論はない。**200億kWhを入れると21年度時点で累積調達必要量は605億kWhになる。そこから21年度の調達見込み量を引くと242億kWhが21年度の累積未調達分になる。仮に外部調達見込みがこの通りになった場合、21度の累積未達分を加えると、需要バランスは１を下回る。そうなると委員の皆さんが懸念されたこと（売り切れ）が起こる。22年度の需給バランスを適正な数値に落ち着かせるためにも、**まずは21年度までの調達分が少ない事業者に、少ない理由や今後の調達見込みを確認したり、他の事業者と比較した調達ポジションを教示したりするなどして、まずは21年度中に極力調達を促すことは必要ではないか。万が一21年度の外部調達率が変わらず、22年度に、これまで真摯に調達している事業者が上限価格で入札しようとしても必要量を調達しきれず22年度未達になってしまった場合には、指導や助言の対象外とする対応を検討いただきたい。**

- 昨年度の持ち越し分200億kWhはもちろん、今年度も心配。10月頃からJEPX価格が上昇しており小売事業者が厳しくて買いたくても買えない事業者が結構いるのでは。こうした懸念がある状況下で来年度の目標をどうするかという議論が必要なのではないか。

- **外部調達比率7.5%については賛成。**高度化法で2030年非化石電源比率44%以上が決まっている中、その過程で中間評価を行って非化石電源の利用促進につなげていくということになっていると思うので、小売事業者としては高度化法の趣旨に則って中間目標の達成に取り組んでいくと同時に、調達した証書を有効に活用して需要家の脱炭素化ニーズにお応えしていくソリューションを提案していくことが重要と考える。再エネやカーボンフリーメニューのニーズは着実に増加しているという手応えを感じている。

- **22年度の外部調達比率については大きな意見はないが、20年度の未調達分も含めて蓋を開けてみないと分からないので、花井オブご指摘の通り万が一売り切れがあった場合の救済措置については事前に検討しておくべき。**

2022年度の中間目標値について

- 前回第60回の本作業部会においては、2021年度における報告対象事業者の証書調達状況（見込み）をアンケート結果を踏まえて報告させていただいた。
- 前回のご議論においては、ご提示した**2022年度の中間目標における外部調達比率の水準（7.5%）について概ねご賛同を頂いた**一方、20年度での証書の未調達分が22年度の証書の供給不足など調達環境に与える影響などについてもご意見をいただいた。
- 前回の議論内容も踏まえ、20年度と21年度の目標達成率平均が50%未満の事業者※に対し、ご回答いただいた21年度調達見込み量の考え方と、未調達分の調達予定についてヒアリングを行った。※これらの事業者の20年・21年度の累積未調達量は約200億kWh。
- その結果、21年度調達予定量については、以下のような回答が得られたため、実際の21年度の調達量は、前回アンケート結果としてお示しした約363億kWhよりも増加することが見込まれる。
  - ✓ あくまで回答時点での最低購入予定量を回答
  - ✓ 後期の購入予定量が未定のため、前期の実績のみ回答
- そのため、22年度の外部調達比率を検討するにあたっては、前回お示しした通り、**21年度との需要の平準化を図る観点からも、20年度・21年度の未調達分は反映しない**こととしてはどうか。
- なお、万が一22年度に証書需給がひっ迫した際には、必要に応じて適切な救済措置が講じられるよう、予め検討することとする。

第１フェーズの評価における配慮措置について

- 前回の作業部会では、第1フェーズの評価方法については概ねご賛同いただいたものの、21年度までの目標未達分の解消への懸念から、それまで目標達成に真摯に取り組んできた事業者が、来年度に証書不足で目標が未達になった場合の措置の必要性について、ご意見を頂いた。
- 前回のご意見も踏まえ、万が一、22年度に証書の需給がひっ迫し、目標達成が困難になる事業者が生じた場合は、公表の際に「未達成」に分類した上で、（**証書供給量が不足する等）需給バランスが著しく悪化したためやむを得ず未達になった旨を注記するとともに、指導・助言の対象外としてはどうか。**
- なお、上記の措置は、**23年5月の最終オークションにおいて買入札したものの、売り切れが発生し購入できなかった場合に適用が検討されることとしてはどうか。その際、20・21年度の調達状況や、著しく低い価格での入札の有無、相対取引による購入努力等を、ヒアリングにより精査した上で、適用の要否を判断**してはどうか。
- 上記の措置は、あくまで緊急措置としての位置づけである。制度の見直しに伴い、目標値は証書の需給に基づいた外部調達比率により設定されることとなったため、基本的にはこれまでの未調達分は極力21年度に調達されることが望ましい。

＜公表のイメージ例＞

目標達成事業者	目標未達成事業者	未達率	備考
A社、B社、C社、D社・・・	V社※	5%未満	※22年度は証書の不足により、やむを得ず未達成
	W社	5%以上20%未満	
	X社	20%以上	

【参考】評価方法について

- 前回の本作業部会では、制度の途中での変更など、小売電気事業者における周辺環境の変化も考慮に入れた対応が求められる旨のご意見を頂いた。
- 中間目標の評価に対しては、目標未達成の場合であっても、未達成の程度や背景は個社毎に異なると思われるため、そうした背景・状況なども踏まえたうえで、適切な対応（指導や助言、命令等）が求められると考えられる。
- また、中間評価における評価の結果は、各社に目標への取組を求めていることからすれば、適切にその状況を公表することも必要と考えられる。
- 具体的には、例えば、報告対象事業者について、その目標達成事業者と未達成事業者に分けて社名を公表し、目標未達成の事業者については、その未達の程度についても以下のイメージのように併せて公表することにしてはどうか。
- なお、上記の目標未達成の事業者に対しては、その背景や状況などを考慮しながら、必要に応じて指導や助言等を行うこととしてはどうか。

＜公表のイメージ例＞

目標達成事業者	目標未達成事業者	未達率
A社、B社、C社、D社・・・	V社、W社	5%未満
	X社、Y社	5%以上20%未満
	Z社	20%以上

1．2022年度の中間目標値 について

2．非FIT証書における発電側と需要家の直接取引について

非FIT証書における発電側と需要家の直接取引について

- 昨年の第59回の本作業部会においては、昨今の脱炭素化に対する取り組みにおいて再エネ電源の導入拡大も求められている中、当該電源からの電力調達について、新たな手法として注目されているコーポレートPPAについてご紹介させて頂いた。
- また、コーポレートPPAは、一般的に需要家と発電事業者（非FIT）が長期の電力購入契約を結ぶ形態とされているが、具体的には、電力や再エネ価値の購入契約（小売を含む）を直接結ぶ方式（フィジカルPPA）や、卸電力価格と契約した固定価格との差額決済により再エネ価値を別途取引する方式（バーチャルPPA）などが存在することも紹介した。
- 上記本会では、需要家が積極的に調達に参加する新たな調達手法への環境整備のひとつとして、再エネ価値においても上記の取り組みを認める方向で検討することについて、概ねご賛同頂いた。
- 具体的には、非FIT再エネ電源に係るコーポレートPPAの取り組みに限り、一定の要件を満たす場合、発電事業者と需要家における非FIT再エネ証書の直接取引を認めることにした。
- 今回は、一定の要件としてあげた事例について、より具体的な考え方をお示しした上で、様々なご意見を頂きたい。

企業／公的機関

【参考】オフサイト型コーポレートPPA等の調達手段についての検討

再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 中間整理（第4次）（2021年10月）より抜粋

- 世界ではオフサイト型コーポレートPPA※の活用が拡大。

  ※ コーポレートPPA → 需要家と発電事業者が長期の電力購入契約を結ぶ電力調達

- 再エネ調達を拡大するニーズの高まりを背景として、オフサイト型コーポレートPPAは、**非FITの導入方法として、再エネの導入拡大に資する可能性。**
- 日本でも**オフサイト型コーポレートPPAは実施可能**であり、**FIP制度においても支援対象となる**ところ、今後は事例の蓄積が進むと期待される。
- 一方で、再エネ発電事業者と需要家が直接小売供給契約を締結できるようにすべきとの声もあることから、**需要家が遠隔地等から再エネ電気を直接調達することを可能とする方向性で課題を整理し、必要な環境整備を検討し、今秋から開始する**。

需要家・発電事業者にとってのコーポレートPPAのメリット

企業 需要家	経済性	・長期にコストを確定できる ・価格の変動を抑制できる
	持続可能性	・自然エネルギーの利用率が高まる ・CO2排出量を削減できる
	ブランド価値	・気候危機に対する取り組みをアピールできる
発電事業者	リスク低減	・長期に購入者を確定できる ・収益源を多様化できる
	収益保証	・金融機関から資金を調達しやすくなる
	事業開発	・標準的な契約条件で新規の開発案件を追加できる

日本において実施可能なオフサイト型コーポレートPPAの形態

●発電事業者－小売電気事業者－需要家の三者によるコーポレート PPA（フィジカル）

［日本型コーポレートPPA（フィジカル）］

出所）自然エネルギー財団 コーポレートPPA実践ガイドブック https://www.renewable-ei.org/activities/reports/20200930.php

【参考】フィジカルPPAとバーチャルPPAについて

第59回 制度検討作業部会
（2021年11月29日）資料3-2より抜粋

フィジカルPPA

- オフサイト型のコーポレートPPAの一種。
- 一般的に需要家が電力を利用する拠点から離れた場所で発電設備に投資し、建設。
- **発電事業者と需要家の間で電力と環境価値のいずれも直接に売買**。海外の場合、送配電ネットワークを利用するために、需要家が託送料金を送配電事業者に支払う。

※日本の場合は、小売電気事業者が取引の間に介在する。

＜フィジカルPPAのイメージ＞

図 1-6●フィジカル PPA の契約形態（海外）

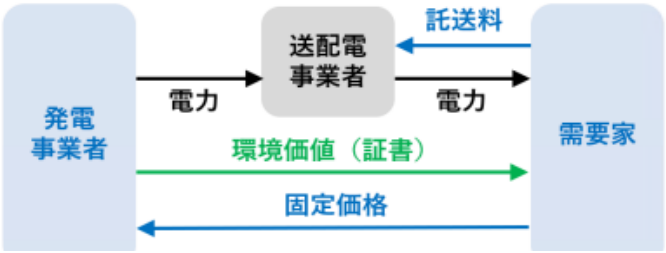

図 1-7●フィジカル PPA の契約形態（日本）

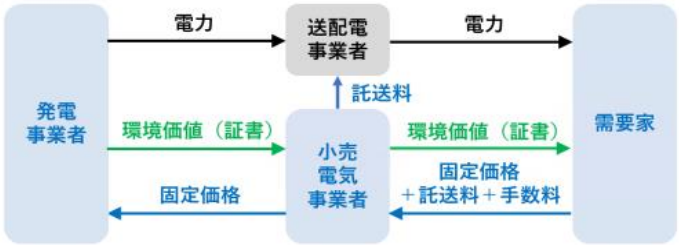

バーチャルPPA

- オフサイト型のコーポレートPPAの一種
- 発電事業者と需要家は**環境価値のみを直接に売買**。電力取引は行わない。
- 発電事業者は市場に電力を卸売り、需要家は小売電気事業者と電力購入契約を結ぶ。
- 発電事業者は電力収入の変動を避け一定の収入を確保できるように、**需要家との間で固定価格を決め、卸電力の市場価格と固定価格の差額精算を行う**。

※日本の場合は、小売電気事業者が取引の間に介在する。

＜バーチャルPPAのイメージ＞

図 1-9●バーチャル PPA の契約形態（海外）

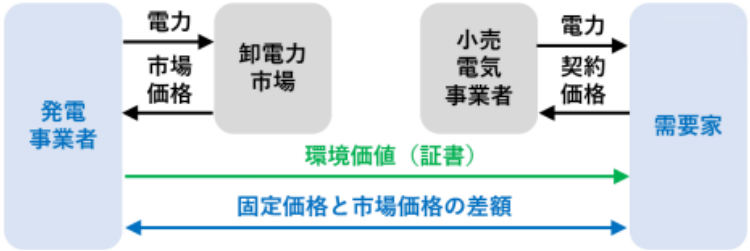

図 1-10●バーチャル PPA の契約形態（日本）

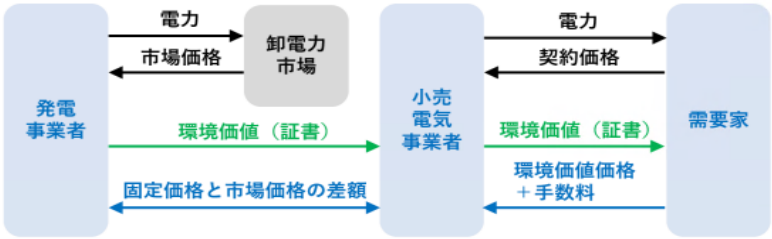

自然エネルギー財団「日本のコーポレートPPA　契約形態、コスト、先進事例」を基に作成 https://www.renewable-ei.org/activities/reports/20211109.php

【参考】世界におけるコーポーレートPPAの取り組み状況

第59回 制度検討作業部会
（2021年11月29日）資料3-2より抜粋

世界におけるコーポレートPPAの取り組み状況

- コーポレートPPAは、世界各地で増加傾向
- 従来、米国を中心に発展してきたが、最近では欧州やアジア等でも増加

世界のコーポレートPPAによる発電容量の推移（オフサイト）

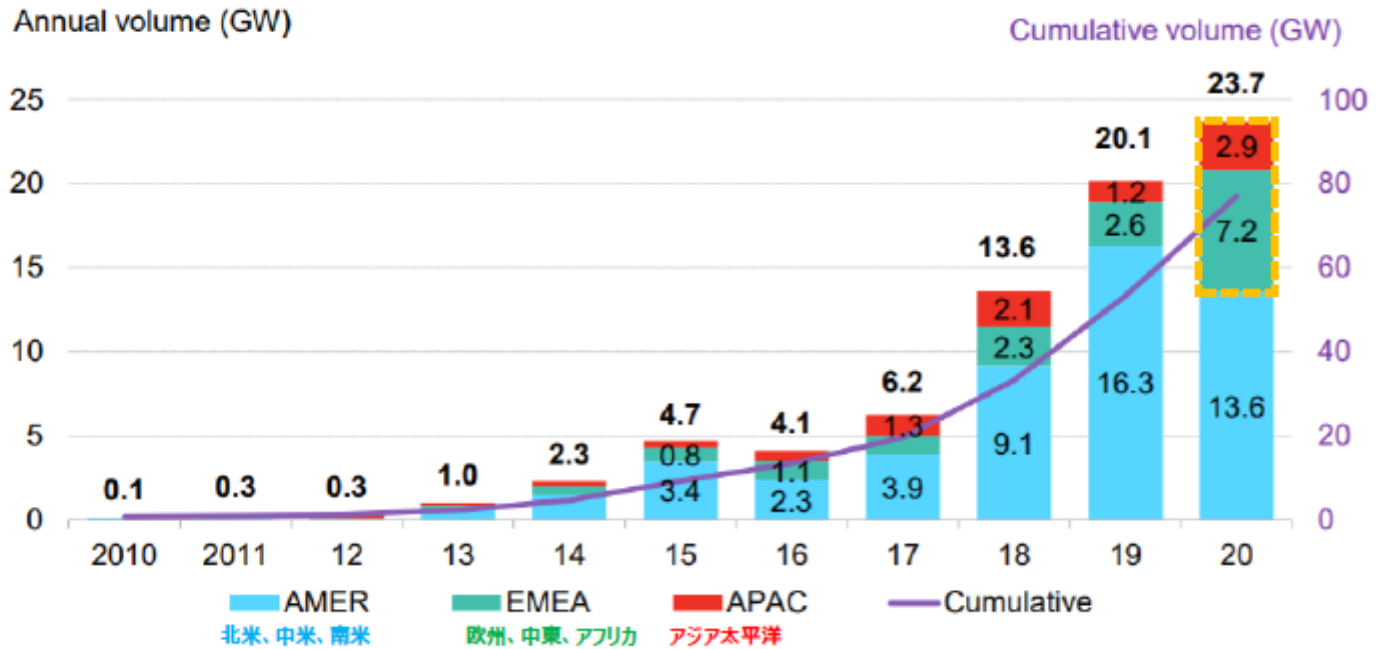

Note: Onsite PPAs excluded. APAC volume is an estimate. Pre-reform PPAs in Mexico and sleeved PPAs in Australia are excluded.

出典：Blooberg NEF（2021年2月3日）、BloombergNEF（2021年１月26日）、BloombergNEF（2020年1月28日）

一財）日本エネルギー経済研究所・一財）日欧産業協力センター 第２回 ジョイント・ウエビナー
Amazon Web Services(AWS)社プレゼン資料より抜粋
https://www.eujapan.eu/sites/default/files/imce/AWS%202021.11.9.pdf

【参考】米国におけるコーポーレートPPAの取り組み状況

第59回 制度検討作業部会
（2021年11月29日）資料3-2より抜粋

米国におけるコーポレートPPAの取り組み状況

● PPAの中でも、**バーチャルPPA** は、米国で直近に締結された**PPAの80%以上**を占める

米国のコーポレートPPAによる発電容量の推移

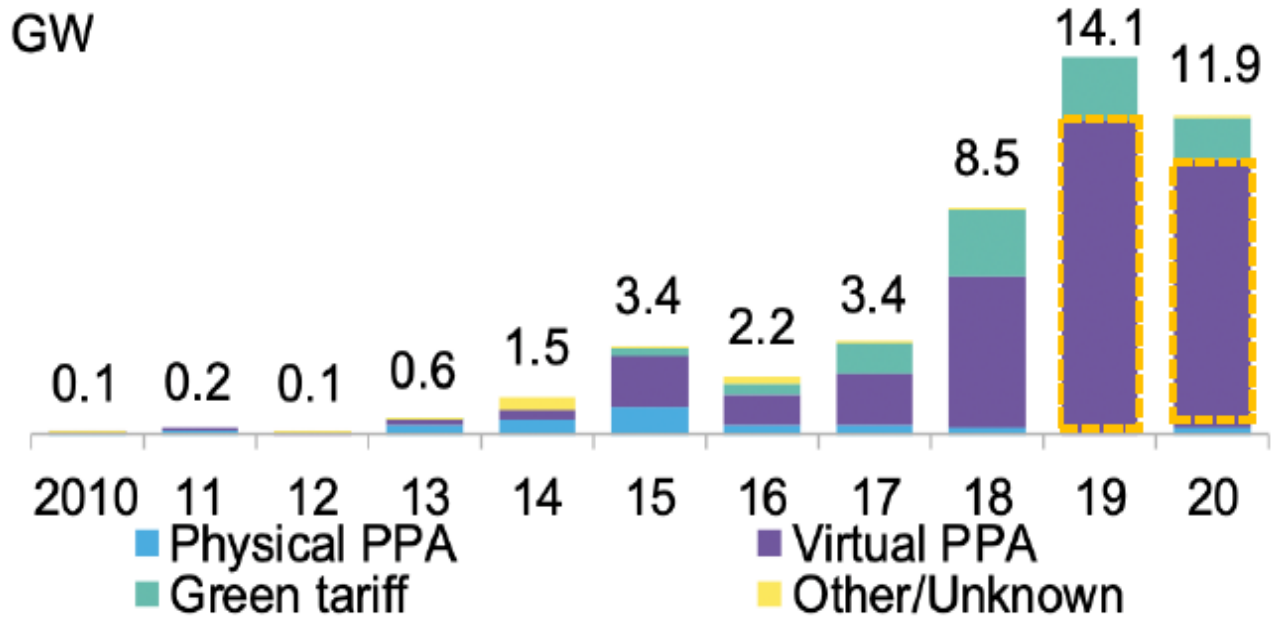

出典：BloombergNEF（2021年１月26日）

一財）日本エネルギー経済研究所・一財）日欧産業協力センター 第２回 ジョイント・ウエビナー
Amazon Web Services(AWS)社プレゼン資料より抜粋
https://www.eujapan.eu/sites/default/files/imce/AWS%202021.11.9.pdf

【参考】非FIT証書における発電側と需要家の直接取引について

第59回 制度検討作業部会
（2021年11月29日）
資料3-2より抜粋

- 前掲の通り、世界的にコーポレートPPAの案件が増加しつつある中、国内においても小売電気事業者が参加するスキームによる取り組みが普及しつつある。一方、発電事業者や需要家においては、特にバーチャルPPAのように、直接的に再エネ価値を取得できる取り組みについても、その実現を求める声がでてきている。
- 現在、取り組みの対象となりうる非FIT再エネ電源由来の非FIT証書については、高度化法の義務の手段であり、小売電気事業者のみ調達可能となっている。
- 他方、こうした新たな再エネ調達の取り組みについては、再エネ価値の取引の側面においてもその利用をしやすくすることで、今後の導入拡大を後押しするものであるとも考えられる。
- こうした点を踏まえ、高度化法における小売電気事業者の目標値から上記取組の取引量分を控除することを前提に、今後**非FIT再エネ電源に係るコーポレートPPAの取り組みに限り、一定の要件を満たす場合には、発電事業者と需要家における非FIT再エネ証書の直接取引を認める方向で検討を進めてはどうか**。
- 具体的な要件に関し、例えば以下についてどのように考えるか。

□ 証書のダブルカウントを回避するために、非FIT再エネ発電事業者と需要家双方がJEPXにおいて証書の口座を開設すること。また、証書の口座移転完了日までに、JEPXに相対取引の内容を報告し、適切に証書の口座移転を行うこと。

□ 対象である非FIT再エネ電源は新設であること。

【参考】第59回制度検討作業部会（11/29）における主な御意見

- 発電事業者、需要家ともに日本の制度のなかでのバーチャルPPAのスキーム作りに苦心しており、特に非化石価値取引における柔軟性が必要だということは感じている。**民間の発意による自発的な再エネ導入の促進という観点で、理論的な整理が可能であって、実務上も問題が無ければ積極的に進めていただくことが望ましいため、事務局案に賛成。**
- **高度化法の義務量から控除する仕組みについては、新設と既設それぞれタイムラインをどのように帳尻を合わせられるのか、自分自身も整理できていないがこの部分が重要だと思う。**
- PPAは売手、買手双方のリスクヘッジという観点からも有効であることから、認める方向での制度設計に賛成。バーチャルPPAについては、PPAに携わる発電事業者がBGを組むことで計画値同時同量達成に対するスケールメリットを得やすいという観点でも優れた制度だと思う。ダブルカウント防止など今後懸念点について精査を進めていただきたい。
- **発電側と需要家の直接取引を認める点について方向性に賛成。「対象電源を新設にする」について、追加の設備投資を行う既設電源についても考慮いただきたい。**
- **「新設に限る」という点について、卒FIT電源が今後続々と出てくる中、コーポレートPPAができるとなると予見性が高まる。設備を撤去しないで事業継続ができることが考えられるため、新規に限らず認める方向で検討していただきたい。**
- コーポレートPPAを認める点については賛成。特定ケースだが、テナントビルに入居している需要家が電気に関しては特定の小売としか契約できない場合、需要家が別の社と資本関係にある発電事業社から非化石価値を買った場合、どの小売りが高度化法目標の控除を受けられるかについては検討いただきたい。
- 直接取引について、特定の電源だけを対象にするとすれば、非FITの電源証明化についても検討進めていただきたい。

【参考】需要家ヒアリングを踏まえた主な御意見

- 昨年度から様々な産業界の需要家を対象に、需要家側の視点による現在のカーボンフリー電力の調達環境や、今後の調達方針及び制度への要望等について、継続的にヒアリングを実施している。今回、コーポレートPPAについてご議論いただいた中で主なご意見をまとめた。

- 卒FITが不可というわけではないが、**新規性・追加性を伴う新設電源にこだわりたい**。
- FIT電源への投資をする前提として、**期間が終了した電源の活用**も見据えている。新規性・追加性は重要だが、卒FIT電源となった後もコーポレートPPAに適用できるということであれば、発電事業者としては卒FIT電源を活用していく選択肢が増える。**卒FIT電源が持続的に活用され続け、投資がなされる仕組みが重要**。
- FIPを活用したバーチャルPPAの検討を進めているため、再エネ指定の非FIT非化石証書を需要家が直接購入できる仕組みはありがたい。FIPの活用拡大および国内の環境価値市場が活性化すれば、国内のカーボンニュートラル目標達成にも資するはず。
- 卒FIT電源をコーポレートPPAの対象に含めるかについては、選択肢が広がるという観点から歓迎。**新設電源についても可能な範囲で包含してほしい**。
- バーチャルPPAは新設の電源で実施することに意味があるが、**トラッキングでどういう電源であるのかを証明すれば卒FIT電源であっても意義を持って投資している**、と各需要家は主張できる。そのため卒FIT電源も含めるという選択肢があってもよいのではないか。
- 需要家の再エネ調達の選択肢を増やすという意味で、対象は卒FIT電源も含めて広くしておいた上で、あとは**需要家の選択によって淘汰されるような形**でよいのではないか。

具体的な要件に関する主な論点について

- 前回のご提示した具体的な要件について、ご意見頂いた点としては主に以下の２点があった。それぞれの論点について、具体的にはどのように考えていくべきか。

□ **取り組みを認める対象電源をどの範囲まで認めるか。**

新設電源のみとするのか。もしくは、前回のご指摘にもあったように、卒FIT電源も当該取り組みの対象として認めるか。

□ **新設電源の場合、いつから新たに設置される電源を対象とするか。**

具体的な新設をどのタイミングからとすべきか。

□ **卒FIT電源も対象の場合、高度化法の義務量算定時における控除方法をどうするか。**

＜取り組みを認める対象電源の範囲を考える際の視点＞

	対象電源	
	新設電源のみ	**卒FIT電源も含める**
メリット	• **新設電源であるため、再エネの更なる導入の後押しという目的にも合致。** • 需要家の調達電力への脱炭素化の取り組みがより明確なものになりやすい。	• **FIT後においても、環境価値や取引をしやすくし、再エネ電源の維持を支える手段の一つになる（FIT後の稼働継続を促せる）** • カーボンニュートラルに向けて再エネ電源の維持にも貢献。
デメリット	• 電源維持のために改修などの追加投資によりリパワリングされた卒FIT再エネ電源の取り組みが認められない。	• 再エネ電源の拡大につながらない。